

平成二十六年法務省令第三十七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令を次のようく定める。

歴学目項	基準
博士の学位を有していること。 （学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し	十二 十三 数点

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二节の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であることは次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

収年	歴職							
ロ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
又は教育について七年以上の実務経験があること。								
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	年齢が三十五歳以上三十歳未満であること。	年齢が三十歳未満であること。						
五	五	五	五	五	五	五	五	五
十四	十	五十						
五十三	五	五	五	五	五	五	五	五
五十二	五	五	五	五	五	五	五	五

績実研	年齢	年齢	年齢	年齢
ターベース（学術上の論文に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）。	（1）発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。	（2）外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。	（3）我が国の公の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）。	（1）イノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	ロ	ロ	ロ	ロ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二	二	二	二
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
法第七条の二第一項、第二十二条の二第二項、第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度において契約機	五	十	十	十

特別算	特別算	特別算	特別算	特別算
ロ	イ	イ	イ	イ
のいずれかに該当すること（イに該当する場合を除く。）。	ハ	ハ	ハ	ハ
大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二	二	二	二
複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	ト	ト	ト	ト
又はロに該当する場合を除く。）。	契約機関及び外国所属機関から受けれる報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	ト	ト	ト
五	五	五	五	五

（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び固定資産又は法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいふ。以下同じ。）が百分の三を超えること。

二 従事する業務に関連する外國の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものと除く。）があること。

本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

へ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。

ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を有する程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されることは、（ホ又はヘ）に該当する場合を除く。）

歴学 目項	基準	二 チ将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	リ関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	その大学の大学院の課程を修了して定める大学を卒業し、又は機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、本に該当する場合を除く。）。	ヌ国又は國から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の授業を利用して行われる研修にあつては、本に該当する場合を除く。）。	十 チ将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。
十三 数点	別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号口に掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であるか、かつ、契約機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。	十 チ将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	五 チ将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十 チ将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。		

		収年		歴職			
ハ	修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	口	経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イからハまでに該当する場合を除く。）。	二	ハ
ホ	複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	本	複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	イ	従事する業務について十年以上の実務経験があること。	イ	口
ヘ	契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上八百万円未満であること。	ハ	契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上九百万円未満であること。	二	従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	二	ロ
から受ける報酬の年額の合計が	ること。	ホ	契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上であること。	イ	従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	イ	従事する業務について七年以上十年未満の実務経験があること。
へ	契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	本	契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二	従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	二	ハ
五	十	五	十	五	十	五	五

算 加 別 特					
ロ 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとしこと。	(3) 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験のうち、二以上に合格したこと。	(1) 従事する業務に関連する我が国の国家資格を有していること。	(2) 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験に合格したこと。	(3) 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格を有していること。	ロ 次の(1)から(3)までのうち二以上に該当すること(イに該当する場合を除く)。
十	十二	五	十		十

待される分野の先端的な事業と	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において契約機関(中小企業者に限る)に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	ニ 従事する業務に関連する外國の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの(この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く)があること。	ト 国又は國から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと(本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、本に該当する場合を除く)。	ハ 事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。
十	十	五十	十	五

目 項	基 準	三 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げること。	四 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げること。	五 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げること。	六 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げること。
待される分野の先端的な事業と	チ 将来において成長発展が期	ハ 日常的な場面で使われる日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができるほど論理的にやや複雑な日本語で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほど論理的にやや複雑な日本語で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千万円以上二千五百万円未満であること。	ト 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。

位 地		収 年		歴 職		歴 学
員 (代表権を有する者に限る) 表執行役又は業務を執行する社	イ 活動機関の代表取締役、代	ハ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ニ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	ニ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上二千五百万円未満であること。	イ 経営管理に関する専門職学位を有していること。
三百万円以上であること。	チ 将来において成長発展が期	ト 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ト 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ニ 活動機関及び外国所属機関から受けける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ハ 大学を卒業し又は専門職学

算別加算					特
イ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものを受けていること。	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	二 従事する業務に関連する外國の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聽いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十	五
ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ワ 活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拡大に貢献するものとして関係行政機関の長の意見を聽いた上で法務大臣が告示をもつて定める業務に從事すること。	五	五	十	十二

ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほどの幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。					五十
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聽いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	ロ 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもつて本邦に在留している外国人にあっては、前条第一項第一号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、ホの一億円以上を投資していること。	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	十

二 法第六条第二項、第二十二条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第五十条第二項の規定による申請の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。					二十
第三条 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行いうる外国人が、法第十二条第一項又は法第四章第二节の規定による当該許可（以下「第二号許可」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 次のいずれかに該当すること。 イ 高度専門職の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第三号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる（ホ）をもつて本邦に在留して本語をある程度理解することができるほどの幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	四	五	十	十	五十

二 法第六条第二項、第二十二条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでの表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる（ホ）をもつて本邦に在留して本語を一定程度理解することができるほどの幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。					二十
二 法第六条第二項、第二十二条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでの表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる（ホ）をもつて本邦に在留して本語を一定程度理解することができるほどの幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	四	五	十	十	五十
第三条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。（経過措置）	二	三	二	二	二

第一項第一号の適用については、それぞれ当該各号に掲げる者とみなす。

一 改正法附則第三条第五項第一号に掲げる活動高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るもののに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人

二 改正法附則第三条第五項第二号に掲げる活動高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに係るもののに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人

三 改正法附則第三条第五項第三号に掲げる活動高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るもののに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人

第三条 この省令の施行の日前又はこの省令の施行の日以後に旧法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動のうち改正法附則第三条第五項各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人に対する第二条第一項第二号の適用については、当該在留資格をもつて本邦に在留して当該各号に掲げる活動を行っていた期間を算入するものとする。

第四条 改正法附則第四条の規定による在留資格認定証明書（法第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この省令の施行の日前においても、第一条の規定を適用する。

附 則（平成二十九年四月二六日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年七月三一日法務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年一月一七日法務省令第一号）

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二九日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

2 (経過措置)

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（令和五年内閣府・法務省令第一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた申請についての処分については、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一号の表の特別加算の項のル、同条第二号の表の特別加算の項のヲ及び同条第三号の表の特別加算の項のワの規定は、適用しない。

附 則（令和五年四月一四日法務省令第二四号）

この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。

附 則（令和六年五月二九日法務省令第三七号）抄

(施行期日) この省令は、令和六年五月二九日から施行する。

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。